

大崎中学校いじめ防止基本方針（改訂）

1章 いじめ防止の基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 基本理念

本校は、すべての生徒、教職員、保護者が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る。」という認識を持ち、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、以下のことを基本に取り組む。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない体制づくりに努める。
- (2) 人権教育を基軸とした、生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見と早期対応のために、常に複数の教師や学年体制で情報を共有し、学年を中心に学校全体が組織として様々な手段を講じる。(いじめ問題は一人では対応しない。)
- (4) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく大崎町教育委員会の指導のもと、各種関係機関とも積極的に連携する。
- (5) 学校と家庭、関係機関等が協力して事後指導にあたる。

2章 いじめ防止対策のための組織

1 この組織の名称を「いじめ防止対策委員会」とする。

2 本会は次の事業を行う。

- (1) いじめ防止基本方針の策定及び改善に関すること
- (2) いじめの未然防止に関すること
 - ・アンケートの実施（月1回実施）
 - ・人権教育
 - ・道徳教育等
- (3) いじめ事案への対応に関すること
- (4) 教職員の資質向上のための研修に関すること
- (5) その他いじめを防止するための必要事項に関すること

3 本会は、次に挙げる者で組織する。

校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、学年主任、学級担任、養護教諭

(必要に応じて参加する)

事務職員，司書補，学校助手，スクールソーシャルワーカー，かけはしサポーター
但し，いじめの内容や必要に応じて大崎町教育委員会の指導・連携のもと，関係機関や有識者（教育委員会，警察，スクールカウンセラー，民生委員，PTA，児童相談所，弁護士等）等，外部の専門的人材の協力を仰ぐ。

- 4 本会議は週時程に位置づけている生徒指導委員会と併せて開催するが，いじめ事案の発生時は早急に臨時開催を行い，早期対応・早期解決に努める。

3章 いじめ防止のための取組

1 基本的な考え方

生徒一人一人に基礎的・基本的事項を定着させ，仲間づくりや良好な人間関係づくりを進めることにより，自己有用感や自己肯定感を育む。そのことで，自尊感情，人権尊重の精神を高め，いじめ防止に繋げる。

2 取組内容

- (1) 認め合い励まし合う支持的風土のある学級・学校づくりの推進
 - ① 生徒が主体的に学級・学校作りに参画する機会を多く設定し，自主性を育む教育の推進
 - ② 体験活動や交流活動等を進め人間関係形成能力を高め，承認し認め合う集団づくり
 - ③ ソーシャルスキル及びコミュニケーション能力を育て他者理解・自己理解を育成
- (2) 学力向上の取組
 - ① 基礎的・基本的事項の定着を図る指導
 - ・ 「学びの共同体」を実践し，学びの質を高める授業づくり
 - ・ 「見通し」と「振り返り」のある授業の実践
 - ・ 複数教師や支援員を活用した生徒一人一人に応じた細かな支援の実施
 - ② 生徒主体の学び合い高め合う授業づくり（学びの共同体）の推進
 - ・ ペア学習やグループ学習など，学び合う授業づくり
 - ・ 考えをまとめたり発表したりする場面の設定
 - ・ 生徒自身による自己評価や生徒同士による相互評価を取り入れた授業づくり
- (3) 人権教育の充実
 - ① 道徳の授業を通して，生徒の人権尊重の意識を高める。
 - ② 生徒一人ひとりを見つめ，生徒の側にたった授業を進める。
 - ③ すべての教育活動において，人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- (4) 相談体制の整備
 - ① 日頃から気軽に相談活動が出来る雰囲気作りに努める。
 - ② 養護教諭，スクールカウンセラー，かけはしサポーターを積極的に活用する。
 - ③ 相談活動に「学校楽しいと」等の結果を活用する。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、日頃から十分な対策を講じるものとする。
- ① 携帯電話，スマートフォンの校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。
 - ② 情報モラル教育の充実に努め，インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
 - ③ 警察等の関係機関と連携し，情報モラルやサイバー犯罪防止のための研修を行う。
 - ④ P T A等を活用し，保護者や地域に啓発活動を行う。
- (6) 地域との連携
- ① 保護者，P T Aと連携した基本的な生活習慣の形成及びいじめについての周知。
 - ② コミュニティ・スクールを活用し，地域行事への積極的な参画を進め，地域に愛着と誇りを育てる教育の推進。
 - ③ 地域自治会，民生委員，児童委員，警察，保健福祉課等との連携を進め，地域に見守られ育てられているという機運を高める。

4章 「早期発見」について

1 基本的な考え方

いじめは教職員・保護者の目の届きにくいところで発生することが多く、また、いじめにあっている生徒がいじめを認めることが恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができない事が多い。そのため、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員は何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないために、全教職員で互いに気になることがあれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

また、いじめかどうかは、総合的に、複数（組織）の目で見て判断し対応を行う。

2 取組内容

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを月 1 回行う。但し、いじめがあると考えられる場合は、その都度アンケートを実施する。アンケート実施後の結果について、担任は速やかに当該生徒と面談を行い、聞き取りの結果について、学年部会や生徒指導係、管理職と連携して組織的に対応する。
- (2) 生徒とともに過ごす機会を積極的に設け、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に気を配るよう努める。
- (3) 生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないために、全教職員で互いに気になることがあれば、些細なことでも必ず情報交換し、共有する事に努める。
- (4) 「何かあれば気軽に学校へ相談して下さい。」と常日頃から保護者や地域に繰り返し、相談体制を広く周知する。

5章 「いじめに対する対処」について

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であり、さらには、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止のために大切なことである。

いじめを受けた生徒に対しては、今後安心して学校生活を送られるよう、いじめた生徒に対しては、自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るよう指導・支援を行う。

さらに、双方の保護者への支援・助言も行い、問題の解決と再発を防ぐ教育活動を行う。

2 いじめに対する処置

- (1) いじめに係る相談や通報を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会により事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を取りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したとせず、いじめに係る行為が止んでいる（少なくとも3か月を目安）、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことなど、日常的に注意深く観察する必要がある。
- (5) いじめの関係者間における争いが生じないように、いじめに係る情報を関係保護者が適切に共有するための措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等の関係機関と連携して対処する。

6章 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- 1 重大な事案が発生した旨を、大崎町教育委員会に速やかに報告するとともに必要に応じて専門機関や警察等関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- 2 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障をきたす場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- 3 加害生徒について、改善が望めず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- 4 被害生徒・保護者に対し、事実関係その他の情報を適切に提供する。

7章 基本方針の見直し

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。